森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令

（筆界特定申請情報の特例）

第一条　筆界特定（不動産登記法第百二十三条第二号に規定する筆界特定をいう。以下同じ。）の申請人が森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条の規定に基づいて筆界特定の申請をする者である場合には、不動産登記法第百三十一条第三項第五号の法務省令で定める事項は、不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百七条第二項各号に掲げるもののほか、申請人が森林経営管理法第四十七条の規定に基づいて申請をする者である旨とする。

（筆界特定添付情報の特例）

第二条　前条に規定する場合においては、不動産登記規則第二百九条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。

一　対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。以下同じ。）の一方又は双方が、申請人が森林経営管理法第四十三条第一項の規定に基づいて定めた集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域内の森林の一筆の土地であることを証する情報

二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として前号の一筆の土地とこれに隣接する他の土地（対象土地に限る。）との境界に関する測量が実施された旨が記載されていることを証する情報

○経済産業省告示第百八十二号

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物（平成十六年経済産業省告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改め、同条の見出し及び条名を削る。

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する遺伝子組換え微生物とする。

一　当該遺伝子組換え微生物の宿主が次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ　病原性がないこと。

ロ　病原性に関係のあるウイルス及びプラスミドを含まないこと。

ハ　安全に長期間利用した歴史があること又は特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること。

二　当該宿主に供与される核酸及び当該遺伝子組換え微生物の作成に用いられるベクターが次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ　性質が十分明らかにされており、有害と認められる塩基配列を含まないこと。

ロ　伝達性に乏しく、かつ、本来耐性を獲得することが知られていない生細胞に耐性マーカーを伝達しないこと。

三　当該遺伝子組換え微生物が次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ　病原性がないこと。

ロ　宿主と比べて増殖する能力が高くないこと。

第二条、別表第一、別表第二及び注釈を削る。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○財務省告示第三百三十四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十三号への規定に基づき、所得税法第九条第一項第十三号ニ又はヘに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件（昭和四十四年十月大蔵省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、令和七年分以後の所得税について適用する。

令和七年十二月二十六日

財務大臣　片山さつき

第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　ノルウェー科学文学アカデミーからアーベル賞として交付される金品

三　対象土地の所有権登記名義人等（不動産登記法第百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した情報

2　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（筆界特定申請手数料規則の一部改正）

2　筆界特定申請手数料規則（平成十七年法務省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七十三条第一項又は」を「第七十三条第一項、」に改め、「第三十六条第一項」の下に「又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条」を加える。

その他告示

○総務省告示第三百九十九号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和七年十二月二十六日

総務大臣　林　芳正

名　称	立憲民主党本部周辺地域
期　間	令和七年十二月二十八日から令和八年十二月二十七日まで
地　域	東京都千代田区　平河町一丁目 平河町二丁目 隼町

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点